

秩父市立学校体育施設の開放事業

スポーツ・レクリエーションは、心身の健全な発達と豊かな人間性を育て、心のふれあう活力ある生活を営むうえで、重要な役割を果たしており、全ての市民から親しまれるよう、体育施設の整備充実、学校体育施設の開放、指導者の養成・確保、スポーツ団体の育成等を推進目標としている。

地域住民のスポーツ・レクリエーション活動のため、学校教育に支障のない範囲で、秩父市立学校施設の開放に関する規則（以下「規則」という）によって、学校体育施設の開放事業を実施する。

1. 実施機関

秩父市教育委員会（以下「教育委員会」という）

学校体育施設の開放中の時間内の管理責任は、教育委員会にあって、実施にあたっては、各開放校ごとに「事務管理者」並びに「管理指導員」を委嘱する。管理指導員は、各学校とも3～7名程度とする。

「事務管理者」は、規則第6号により、利用団体の連絡調整を図る。

「管理指導員」は、規則第7号により、施設管理及び利用団体の指導、危険防止、安全の確保にあたる。

2. 学校体育施設開放校

規則第4条に基づく開放校は、次のとおりとする。

(1) 小学校（13校）

- ・秩父第一小学校
- ・花の木小学校
- ・西小学校
- ・南小学校
- ・尾田蒔小学校
- ・原谷小学校
- ・久那小学校
- ・高篠小学校
- ・大田小学校
- ・影森小学校
- ・吉田小学校
- ・荒川東小学校
- ・荒川西小学校

(2) 中学校（8校）

- ・秩父第一中学校
- ・秩父第二中学校
- ・尾田蒔中学校
- ・高篠中学校
- ・大田中学校
- ・影森中学校
- ・荒川中学校
- ・吉田中学校

3. 学校開放施設・時間・日数

規則第4条により学校体育施設とする。

開放回数100回以上とし、1回の時間は、概ね3時間程度とする。

開放日・開放時間等は、基本的には全校統一であるが、特別の場合は、学校長（事務

管理者)と管理指導員で協議し判断することができる。

4. 学校体育施設開放の手順

- (1) 学校体育施設を利用するときは、規則第8条により、教育委員会に団体登録をする。

登録できる団体は、10人以上とし、監督者として成人が含まれ、市内在住・在勤者とする。

登録団体には「登録証」を交付する。

- (2) 学校体育施設を利用するときは、利用許可申請書を開放校に提出し、その許可を受ける。

- (3) 登録団体は、学校教育計画で使用できない日を除き、学校開放施設使用計画を立案する。

- (4) 登録区域は、開放校の学区の範囲を標準とする。

- (5) 学校体育施設を利用したときは、必ず「利用日誌」に記入し、事故防止のため防火・防犯活動に資する。

- (6) 事務管理者は、「学校体育施設利用団体代表者会議」を開催し、団体利用の調整を図り施設利用上の注意の確認を行ない、施設整備の協力を求める。

5. 学校体育施設開放関係書類

- (1) 委嘱書(任期2年)

規則第6条の事務管理者は、開放校長とする。

規則第7条の管理指導員は、利用団体・PTA・青少年育成会・地区スポーツ推進員その他施設管理指導に適当と思われる者の中より開放学校長が推薦する。

- (2) 利用団体が申請する書類

学校開放施設利用団体登録申請書(利用者名簿添付)

学校開放施設利用団体登録証交付

学校開放施設利用許可申請書

学校開放施設利用許可書

- (3) 登録団体が開放校長に報告する書類

学校体育施設使用計画書(一覧表)

学校体育施設利用日誌(含破損事故状況報告)

- (4) 教育委員会が、利用団体・管理指導員に配布する文書

秩父市立学校体育施設利用の手引き

- (5) 開放校が教育委員会に報告する書類

学校施設開放管理指導員推薦書

学校開放事業に伴う管理消耗品希望調査書(年1回)

学校体育施設利用登録状況調査表（年1回）10月

学校体育施設開放事業実績報告書（年2回）10月、3月

〃 開放利用状況調査表（年2回）10月、3月

〃 修繕箇所実態調査書（年1回）

6. 事故報告と責任

利用者が、施設・設備を汚損し損傷し亡失したときは、規則第12条により管理指導員に報告する。

開放中に発生した事故の責任は、施設の管理に瑕疵がある場合、その他特別の場合を除くほか利用者又は保護者が負うものとする。

学校開放に伴う学校施設（体育館・校庭）使用心得

1.（使用の対象）

体育館及び校庭を使用できるものは、原則として、秩父市民又は市内在勤者とする。秩父市教育委員会に登録した団体については、教育委員会が指定した種目に限るものとする。

2.（使用の時間）

体育館及び校庭の使用は、学校の教育上支障のない次の時間とする。ただし、学校行事や部活動等を優先するものとし、事務管理者の判断で変更することができる。

開放施設名	開放日（時間）	
	平日	土・日・祝日
体育館	18:00～21:00	9:00～21:00
校庭(照明設備無)	5:30～7:30	5:30～19:30
	18:00～19:30	
校庭(照明設備有)	5:30～7:30	5:30～21:00
	18:00～21:00	

3.（使用の禁止）

体育館及び校庭の使用は、次のような場合禁止する。

- (1) 使用責任者が明確でない場合
- (2) 正規の使用手続きをふまない場合
- (3) 使用者が規則を守れないと判断される状況がある場合
- (4) その他、学校の教育上支障があると思われる場合、及び指定してある種目以外の使用の場合

4.（使用の取消し）

使用の許可がある場合でも、当該学校において緊急に使用の必要を生じた時、又は第3項に該当すると考えられた時は、使用を取消すことができる。

5.（使用の手続き）

体育館及び校庭を使用する場合は、教育委員会に登録した団体については、規則第9条により所定の利用許可申請書を当該開放校に提出し、その許可を受けるものとする。

なお、使用責任者は使用者の遵守事項及び借用物件の使用方法等を、該当管理者から聞き熟知していなければならない。

6.（使用者の遵守事項）

使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用許可時間を厳守すること。

- (2) 体育館内は、土足で出入りしないこと。
- (3) 館内の諸施設・備品・器具・機械等使用物件以外には、みだりに手をふれないこと。
また、それらの備品類を許可なく館外に持ち出さないこと。
- (4) 許可された開放施設以外には、立ち入らないこと。
- (5) 学校敷地内では喫煙しないこと。また、指定された場所以外で飲食しないこと。
- (6) 館内の床面の汚染に十分注意し、水気のあるものは使用しないこと。
- (7) 館内外に許可なく貼り紙をしないこと。
- (8) 施設・設備いっさいについて損傷した場合は、利用責任者は必ず教育委員会に届けること。原則として利用者が弁償しなければならない。
- (9) 夜間の使用は、午後 9 時までとする。(体育館)
- (10) 利用者は、準備及び利用後の整理と清掃管理を責任をもって行ない、利用前の状態に復しておくこと。(ごみ等は持ち帰り、運動場においては、整地を必ず行うこと。)
- (11) 最後の鍵締り及び利用日誌の記入は、利用責任者が行ない所定の場所に返却すること。
- (12) 校庭への車両の乗り入れは、一切しないこと。
- (13) 体育館のステージは使用しないこと。
- (14) 事故防止に留意するとともに、公益財団法人スポーツ安全協会が実施する傷害保険等に加入すること。
- (15) 雨天等で許可施設の利用が危ぶまれる時は、教育委員会へ問い合わせること。
- (16) 団体は、利用権を譲渡転貸しないこと。
- (17) その他、必要のある時には、教育委員会の指示に従うこと。

*昭和 61 年 4 月 1 日より適用

*令和 4 年 4 月 1 日一部改正

○秩父市立学校施設の開放に関する規則

平成17年4月1日

教育委員会規則第45号

改正 令和2年2月21日教委規則第2号

令和4年3月16日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校施設の開放に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、学校施設（プールは除く。）の開放とは、住民のスポーツ・レクリエーション活動の場の確保を図るため、学校教育に支障のない範囲で秩父市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の企画及び運営のもとに、所管の小学校及び中学校の運動場、体育館を住民に開放し、その利用に供することをいう。

(開放事業)

第3条 学校開放の対象となる事業は、次に定めるところによる。

- (1) 地区住民が行うスポーツ活動及びスポーツ行事
- (2) 児童及び生徒への運動場所の提供
- (3) その他教育委員会が認めたもの

(開放校等の決定等)

第4条 教育委員会は、学校施設の開放を行うときは、次の事項を決定し、公表するものとする。

- (1) 開放する学校（以下「開放校」という。）
- (2) 開放する施設（以下「開放施設」という。）
- (3) 開放する日及び時間

(開放施設の管理責任)

第5条 秩父市立小・中学校管理規則（平成17年秩父市教育委員会規則第16号）

第7章の規定にかかわらず、教育委員会が学校施設の開放を行うものと決定した時間内においては、当該開放校の開放施設についての管理上の責任は教育委員会に帰属するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による管理上の責任を負うべき職員（以下「管理責任者」という。）を指定するものとする。

(事務管理者)

第6条 開放校ごとに事務管理者を置くものとする。

- 2 事務管理者は、当該校長とし教育委員会が任命する。
- 3 事務管理者は、学校開放事業の当該開放校を代表し、管理事務を総理する。
- 4 事務管理者は、学校体育施設開放事業を円滑に実施するため、当該開放校の職員及び利用者代表等と連絡調整を図るものとする。

(管理指導員)

第7条 開放校ごとに管理指導員を置くものとする。

- 2 管理指導員は、教育委員会が委嘱する。
- 3 管理指導員の任期は、2年とする。ただし、欠員による補欠の管理指導員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 管理指導員からの辞職の申出があったとき、又は教育委員会が不相当と認めたときは、解任することができる。
- 5 管理指導員は、当該開放校事務管理者の指示を受け、開放に伴う事務及び開放施設の管理、利用者の指導と危険防止、安全の確保に当たるものとする。

(令2教委規則2・一部改正)

(利用団体の登録)

第8条 開放施設を利用することができるものは、教育委員会に登録した団体（以下「登録団体」という。）とする。

- 2 登録団体は、市内に在住し、又は在勤する者10人以上の人員で構成され、当該団体を監督する者が明確な団体とする。
- 3 第1項の規定により登録しようとする団体は、学校開放施設利用団体登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）を登録後に利用しようとする開放校に提出しなければならない。ただし、当該登録は、年度ごとに更新するものとする。
- 4 前項ただし書の規定にかかわらず、登録団体は、当該登録申請書に記載した事項に変更が生じた場合は、速やかに、変更後の事項を記載した登録申請書を当該開放校に提出しなければならない。
- 5 登録申請書の提出を受け付ける時間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前9時から午後4時までとする。

(令4教委規則1・一部改正)

(利用の申込み)

第9条 登録団体が開放施設を利用しようとするときは、学校開放施設利用許可申請書(様式第2号。以下「利用許可申請書」という。)を、利用しようとする月の前月の1日から15日までに利用しようとする開放校に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前条第5項の規定は、利用許可申請書の提出を受け付ける時間について準用する。

(行為の禁止)

第10条 前条第1項の規定に基づき開放施設を利用することを許可されたもの(以下「利用者」という。)は、開放校において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 指定した場所以外の場所に立ち入ること。
- (3) 指定した施設以外の施設を利用すること。
- (4) 指定した場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。
- (5) 飲酒すること。
- (6) 喫煙その他の火気の使用をすること。
- (7) 騒音若しくは大声を発し、又は暴力を用いる等他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

(令4教委規則1・一部改正)

(利用の停止等)

第11条 教育委員会は、利用者が前条の規定に違反し、又は開放施設の管理運営のためにする管理責任者若しくはその所属職員又は管理指導員等の指示に従わないときは、開放施設からの退去を命ずることができる。

(利用者の賠償責任)

第12条 利用者は、開放校の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに管理指導員にその旨を届け出なければならない。

2 利用者が故意又は重大な過失により開放校の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(その他)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の秩父市立学校施設の開放に関する規則（昭和52年秩父市教育委員会規則第2号）、大滝村立学校施設の開放に関する規則（昭和53年大滝村教育委員会規則第1号）又は荒川村学校施設の開放に関する規則（昭和52年荒川村教育委員会規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和2年2月21日教委規則第2号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月16日教委規則第1号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 8 条関係)

学校開放施設利用団体登録申請書

年 月 日

様

住 所
申請者
氏 名

次のとおり体育施設の利用団体として登録くださるよう申請します。

団 体 の 名 称			
団 体 の 所 在 地			
目 的 (種 目)			
人 員		男 女	人 計 人
監 督 者	住 所	電話	
	氏 名		
	勤 務 場 所	電話	
登 録 年 月 日		年 月 日	
決 裁		登録受付番号	備 考

- ※ 1 利用者名簿を添付すること。
2 登録申請書の記載事項に変更があった場合は、速やかに届け出なければならない。

様式第 2 号 (第 9 条関係)

秩父市立学校開放施設利用許可申請書					No. _____
利用 施設	小・中学校 校庭 体育館	登 録 団 体	登録番号	住 所	
			(チーム名 監督者氏名 ほか 名		連絡先
利用 日時	前 月 日 曜日 午後 時 ~ 時				
利用 目的			備 考		

上記のとおり利用したいので申請します。なお、虚偽の申請又は利用禁止条項に違反した場合は、利用許可を取り消されても異議がありません。

令和 年 月 日

申請者氏名

秩父市立学校開放事務管理者 様

秩父市立学校開放施設利用許可書					No. _____
利用 施設	小・中学校 校庭 体育館	登 録 団 体	登録番号	住 所	
			(チーム名 監督者氏名 ほか 名		連絡先
利用 日時	前 月 日 曜日 午後 時 ~ 時				
利用 目的			備 考		

施設利用後は必ず清掃・整備をしてください。

令和 年 月 日

申請者氏名 様

上記の使用を許可する。 秩父市立学校開放事務管理者



秩父市立学校開放体育施設利用団体
登 録 証

学校名 _____

登録団体名 _____

登録年度		登録年月日				登録No.
令和	年度	令和	年	月	日	
令和	年度	令和	年	月	日	
令和	年度	令和	年	月	日	
令和	年度	令和	年	月	日	
令和	年度	令和	年	月	日	

上記登録団体であることを証する。

秩父市教育委員会

注 意 事 項

1. 登録証は、利用できる団体の証です。利用申込みの際提示してください。登録団体の認定がない場合、使用を規制することがあります。
2. 学校使用規則を厳守してください。
3. 使用後は、必ず整理整頓・清掃し、レーキまたはモップ等をかけ整備してください。
4. 空き缶、ゴミくず等は必ず自己責任の上処分し、学校敷地内は禁煙とします。
5. 使用時間を守り、前後の利用者に迷惑をかけないでください。
6. 施設周辺の民家に迷惑をかけることのないようにしてください。
7. 道路上の駐車等、交通の妨害にならないようにしてください。
8. 学校施設の利用は、特に火災に気を付け、絶対に事故をおこさないでください。
9. 登録証を他人に転貸、譲渡、又は虚偽の使用があった場合は、一定の期間使用を停止することがあります。
10. 登録証を紛失したときは、速やかに届けで、再交付をうけてください。
11. 施設並びに、付帯施設に損害を与えた場合、相当分の返済をお願いするところがありますので、注意の上ご利用ください。

※上記利用券については両面刷りとする。